

議案第 2 号

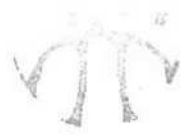
令和 2 年度第 4 回都市計画審議会
令和 3 年 1 月 28 日（木）午前 10 : 00～

議案第 2 号

阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）について【諮問】

目 次

1. 計画書（案）	P. 1
2. 理由書（案）	P. 2
3. 変更の概要	P. 3
4. 変更前後対照表	P. 5



西都計発第49-2号
令和3年1月28日
(2021年)

西宮市都市計画審議会
会長 角野 幸博 様

西宮市長 石井 登志郎



阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）について【諮問】

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

計 画 書

阪神間都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

単位：千人

区 分	年 次	平成 27 年	令和 7 年
都市計画区域内人口		1,757	1,707
市街化区域内人口		1,718	1,676
配分する人口		—	1,596
保留する人口		—	80
（特定保留）		—	0
（一般保留）		—	80

理 由

「別添理由書のとおり」

理 由 書

阪神間都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を昭和45年に定めた後、おおむね5年に一度の一斉見直しを行っており、今回第8回の一斉見直しを行うものである。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、本計画のとおり区域区分を変更するものである。

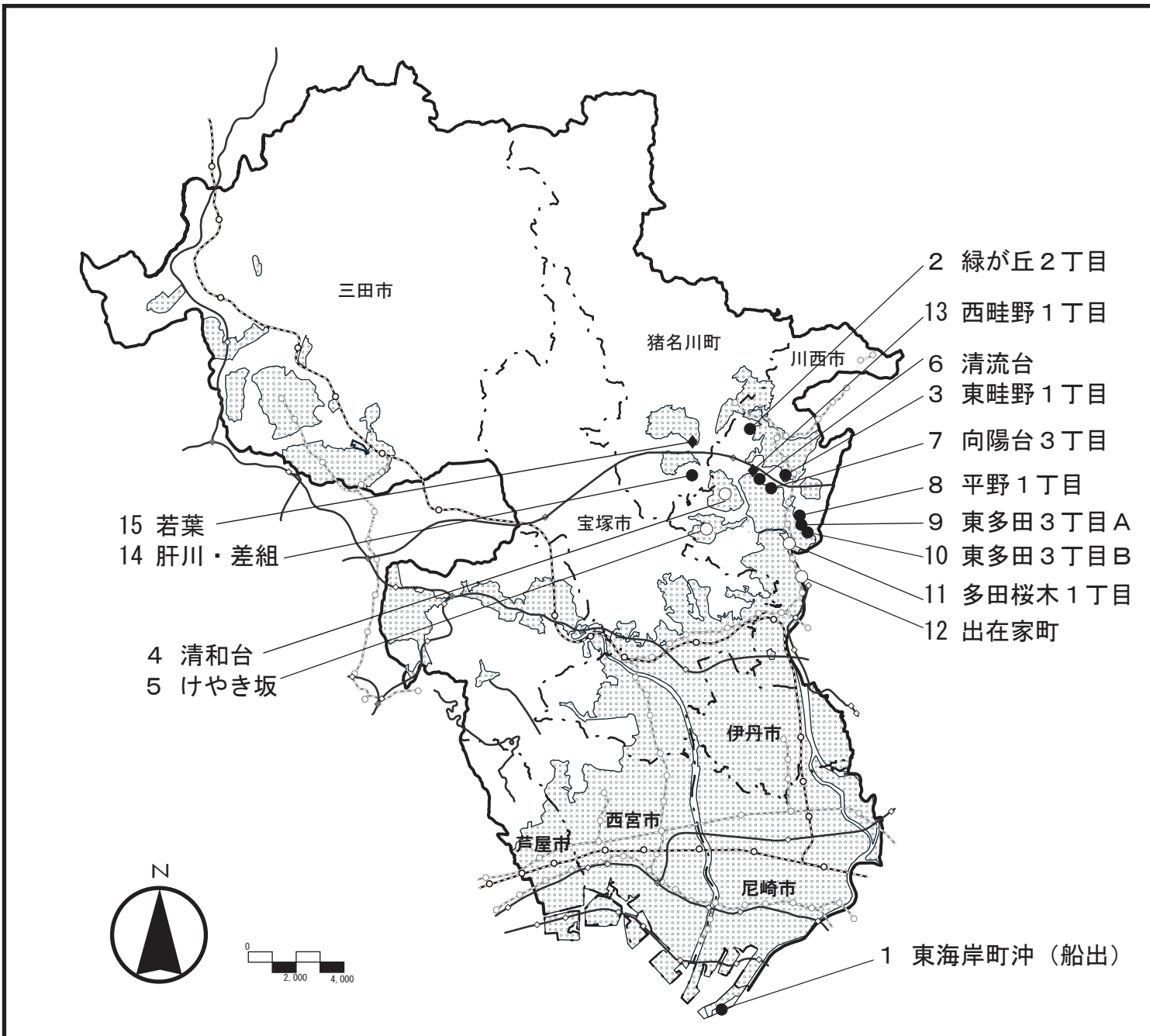
阪神間都市計画区域区分の変更案の概要

変更する地区の名称、変更概要は、別表及び別図のとおり

別表

市町名	番号	地区の名称	変更概要
尼崎市	1	東海岸町沖（船出）	市街化区域に編入
川西市	2	緑が丘2丁目	市街化区域に編入
	3	東畦野1丁目	市街化区域に編入
	4	清和台	市街化調整区域に編入
	5	けやき坂	市街化調整区域に編入
	6	清流台	市街化区域に編入
	7	向陽台3丁目	市街化区域に編入
	8	平野1丁目	市街化区域に編入
	9	東多田3丁目A	市街化区域に編入
	10	東多田3丁目B	市街化区域に編入
	11	多田桜木1丁目	市街化調整区域に編入
	12	出在家町	市街化調整区域に編入
猪名川町	13	西畦野1丁目	市街化区域の境界を調整
	14	肝川・差組	市街化区域に編入
	15	若葉	市街化区域の境界を調整

阪神間都市計画区域 市街化区域・市街化調整区域の 変更概要図



凡 例	
—	都市計画区域界
- -	市 町 界
	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域
○	今回、市街化調整区域に編入を予定している区域
◆	今回、市街化区域の境界を調整する区域

阪神間都市計画区域区分の変更
(変更前後対照表)

1 面積

	面積 (ha)		
	変更前	変更後	増減
都市計画区域	65,033	65,033	±0
市街化区域	20,478	20,519	+41
市街化調整区域	44,555	44,514	-41
特定保留区域	56	17	-39

2 人口フレーム

(1) 変更前

単位：千人

区分	年次	平成 22 年	平成 32 年
都市計画区域内人口		1,754	1,730
市街化区域内人口		1,712	1,691
配分する人口		—	1,637
保留する人口		—	53
(特定保留)		—	0
(一般保留)		—	53

(2) 変更後

単位：千人

区分	年次	平成 27 年	令和 7 年
都市計画区域内人口		1,757	1,707
市街化区域内人口		1,718	1,676
配分する人口		—	1,596
保留する人口		—	80
(特定保留)		—	0
(一般保留)		—	80